

※ () 内は、平成30年下期版において、設問に関するテキストを掲載している項目です。
[] 内は、平成30年下期版において、類似問題を掲載しているページです。

平成30年10月公表 第一種 衛生管理者試験 解説

■ 関係法令（有害業務に係るもの）[第1章]

問 1 (1) 安全衛生管理体制/8P) 参照。

5. 常時1,000人以下の労働者を使用する事業場、又は深夜業を含む業務、鉛、クロム及び一酸化炭素の粉じん又はガスを発散する場所における業務に常時従事する者が500人以下の労働者を従事させる場合は、専属の産業医を選任する必要はない。

問 2 (4) 定期自主検査/29P) 参照。

1～4. [33P【3】1～4]

問 3 ※2019年版に（特別な健康診断の内容）として新規項目を追加。

問 4 (6) 安全衛生教育/38P) 参照。

5. [40P【5】1]

問 5 (11) 特定化学物質障害予防規則/63P) 参照。

1～5. [67P【2】1～5]

問 6 (14) 粉じん障害防止規則/80P) 参照。 ※2019年版に追加内容掲載。

1. [84P【3】2]

3. [83P【2】4]

4. [83P【1】3]

このデータは、株式会社公論出版の著作物です。
再配布等は禁じております。

問 7 (10) 有機溶剤中毒予防規則/51P) 参照。

1～5. [57P【1】1～5]

株式会社公論出版

問 8 (12) 酸素欠乏症等防止規則/70P) 参照。 16 株式会社公論出版 All Rights Reserved.

2～5. [74P【4】2～5]

問 9 (7) 作業環境測定/41P) 参照。

1～5. [44P【2】1～5]

問 10 (17) 労働基準法（Ⅱ）/90P) 参照。

4. 満18歳以上の全ての女性に、20kg以上の重量物を継続作業で取り扱う業務に就かせてはならない。

■ 労働衛生（有害業務に係るもの）[第2章]

問 11 (9) リスクアセスメント/136P) 参照。 ※2019年版に追加内容掲載。

5. 「管理濃度」⇒「ばく露限界」

問 12 (11) 空気中の有害物質/98P) 参照。

1. [100P【6】2]

3&4. [100P【5】2&3]

5. 「蒸気」⇒「ガス」

問 13 (5) 化学物質等による健康障害/114P) 参照。

3. [112P【5】3]

問 14 (3) 金属による健康障害/106P) 参照。

1&3&4. [107P【2】1&3&4]

問 15 (2) 粉じんによる健康障害/103P) 参照。

1～5. [104P【1】1&3&2&4&5]

問 16 (6) 騒音による健康障害/121P) 参照。

1. [125P【5】1]

4. 「中耳」⇒「内耳の蝸牛」

5. [124P【3】5]

問 17 (8) その他の健康障害/129P) 参照。

1～5. [132P【2】1～5]

問 18 (11) 作業環境測定/142P) 参照。 ※2019年版に追加内容掲載。

1&5. [145P【3】1&5]

4. 第一管理区分になるのは、再測定の際、A測定の第一評価値及びB測定の測定値がいずれも管理濃度に満たない単位作業場所である。設問の場合は、第二管理区分となる。

問 19 (12) 局所排気装置/149P) 参照。

問 20 (14) 労働衛生保護具/157P) 参照。

1～5. [161P【2】1～5]

■ 関係法令（有害業務に係るもの以外のもの）〔第3章〕

- 問 21 (3) 衛生管理者の職務/184P) 参照。
1 & 3 & 4. [185P【2】2 & 3 & 5]
2 & 5. [185P【1】5 & 2]
- 問 22 (4) 産業医/188P) 参照。 ※2019年度版に追加内容掲載。
5. 「30日以内」⇒「14日以内」。
- 問 23 (7) 健康診断/202P) 参照。
1. [206P【5】3 &【7】2]
- 問 24 (8) 医師による面接指導/209P) 参照。
1～4. [211P【2】1～4]
5. [211P【3】5]
- 問 25 (11) 労働安全衛生規則/218P) 参照。
1. [223P【8】5]
3 & 5. [221P【3】4 & 2]
- 問 26 (15) 妊産婦/245P) 参照。
1 & 3 & 4. [247P【1】2～4]
2. [247P【2】2]
- 問 27 (14) 有給休暇/240P) 参照。 ※2019年度版に追加内容掲載。
1. [242P【2】3]
2 & 4. [242P【1】5 & 4]

このデータは、株式会社公論出版の著作物です。
再配布等は禁じております。

■ 労働衛生（有害業務に係るもの以外のもの）〔第4章〕

- 問 28 (3) 事務所の必要換気量/267P) 参照。
4. 必要換気量 (m³/h) =
$$\frac{\text{室内にいる人が1時間に呼出する二酸化炭素量 (m}^3\text{/h)}}{(\text{室内の二酸化炭素基準濃度}) - (\text{外気の二酸化炭素濃度})}$$
$$= \frac{12 \text{ 人} \times 0.018 \text{ m}^3\text{/h}}{0.001 - 0.0004} = \frac{0.216}{0.0006} = 360 \text{ m}^3\text{/h}$$
- 問 29 (10) 職場のメンタルヘルス対策/295P) 参照。
1～5. [296P【2】1～5]
- 問 30 (4) 快適な職場環境の形成/271P) 参照。
1～5. [271P【1】1～5]
- 問 31 (15) 一次救命処置/313P) 参照。
1～5. [317P【2】1～5]
- 問 32 (18) 骨折/328P) 参照。
1 & 2. [330P【1】1 & 2]
3. 副子を手や足に当てるときは、その先端が手先や足先から少し出るようにする。
4. [330P【2】2]
5. [330P【3】5]
- 問 33 (7) 食中毒/277P) 参照。 ※2019年度版に追加内容掲載。
2 & 3. [279P【2】2 & 3]
5. 化学性食中毒に分類されるヒスタミンは、熱で分解されにくい。
- 問 34 (11) 健康診断の検査項目/298P) 参照。
300P【4】参照。

■ 労働生理 [第5章]

問 35 (B 呼吸器系/348P) 参照。

1～5. [350P【1】1～5]

問 36 (D 循環器系/340P) 参照。

1～2 & 4. [343P【2】1～2 & 4]

3 & 5. [343P【3】3 & 5]

問 37 (C 神経系/392P) 参照。

2. [396P【3】3]

3. [395P【2】1]

5. [397P【6】4]

問 38 (A 消化器系(肝臓除く)/355P) 参照。

1～5. [358P【5】1～5]

問 39 (E 腎臓・泌尿器系/362P) 参照。

A & B. 腎機能が正常な場合、血液中の血球及び蛋白質以外の成分がボウマン嚢に濾し出され、原尿が生成される。

C. [364P【2】4]

問 40 (A 血液系/334P) 参照。

1～5. [337P【2】1～5]

問 41 (D 感覚器系/385P) 参照。

1～4. [389P【5】1～4]

5. [389P【4】1]

問 42 (F 内分泌系とホルモン/367P) 参照。

1 & 2 & 4 & 5. [368P【2】1 & 2 & 4 & 5]

3. [369P【5】3]

問 43 (G 代謝系/372P) 参照。

問 44 (H ストレス・疲労・睡眠による心身の変化/399P) 参照。

A～D. [402P【3】A & B & D & C]

このデータは、株式会社公論出版の著作物です。
再配布等は禁じます。

株式会社公論出版

Copyright (C) 2016 株式会社公論出版. All Rights Reserved.